

人事評価システム導入業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 2 月

葉山町総務部総務課

1 目的

本実施要領は、葉山町（以下「委託者」という。）の人事評価業務をデジタル化し、業務の効率化、人材育成の推進等を目的として人事評価システムを導入するため、必要な業務を委託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものである。

事業者選定にあたっては、価格のみでなく事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名称 | 人事評価システム導入業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和12年3月31日まで（長期継続契約） |
| (4) 事務局 | 葉山町 総務部総務課（担当：田中）
〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地
葉山町役場 総務課
T E L 046-876-1111（内線311）
F A X 046-876-1717
電子メール soumuka@hayama.kanagawa.jp |

3 応募者の負担及び提案上限価格

(1) 応募者の負担

応募者は、プロポーザルに係る費用を負担する。

(2) 提案上限価格

提案上限価格は次の通りとする。

導入費用額：550,000円（税込）

システム利用額：8,844,000円（税込）

この金額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。また、提案書作成要領に規定する見積書に記載する金額は、上記提案上限額を超えてはならない。

導入費用額提案上限金額は、令和6年度に必要となるシステム導入等に係る経費の上限である。システム利用額提案上限金額は、令和7年4月から令和12年3月までに発生する総額とする。ただし、システム利用額の支払は月額払いとなるので留意すること。

見積書には、導入に係る費用及びシステム利用額（総額（60カ月）、年額及び月額）を税抜き額でそれぞれ記載すること。

4 応募者に必要な参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、業務の遂行にあたり、業務の一部を再委託することを認めるが、業務の全部又は大部分を一括して再委託することは認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 委託者における競争入札参加資格の認定を受けていること。
 - イ 令和4年度以降に国または地方公共団体と、今回の提案システムを利用した人事評価システムに関する契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績があること。
- (3) 葉山町指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 応募時点から2年以内に銀行取引停止処分を受けた者でないこと。
- (5) 応募時点から6か月以内に取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者でないこと。
- (6) 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競争手続きの開始決定がされている者でないこと。
- (7) 役員等（参加をしようとする法人の役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。）が暴力団員等（葉山町暴力団排除条例（平成24年葉山町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第4号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（条例第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
- (10) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

- (13) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (14) 提案する人事評価パッケージシステムについて、神奈川県が構築する【神奈川情報セキュリティクラウド (KSC)】をαモデルで利用している地方自治体で運用実績があること。

5 プロポーザル応募の手続き等

(1) 募集等のスケジュール

本プロポーザルの日程は以下の表のとおりとする。(日程は都合により変更する場合がある。)

表 受託者の募集及び選定のスケジュール

時期	内容
令和7年2月13日(木)	実施要領等の公表(H Pで公開)
令和7年2月13日(木) ～2月19日(水)	実施要領等に関する質問受付
令和7年2月21日(金)	実施要領等に関する質問に対する回答公表
令和7年2月14日(金) ～2月26日(水)	参加表明書及び応募資格審査書類の提出
令和7年2月28日(金)	応募資格審査結果の通知
令和7年3月3日(月) ～3月5日(水)	提案書及び提案見積書の提出期間
令和7年3月7日(金)	1次審査結果公表
令和7年3月13日(木)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和7年3月24日(月)	選定結果公表
令和7年3月下旬	契約締結

(2) プロポーザル応募に関する手続き

ア 実施要領等に関する質問書の提出

実施要領等に関する質問は、提案書類等の作成に係るものとし、審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

(ア) 受付期間 令和7年2月19日(水) 午後5時まで

(イ) 受付方法 電子メール(様式1 質問書)での提出のみとする。

E-mail:soumuka@hayama.kanagawa.jp

(ウ) 質問回答 令和7年2月21日(金) 午後5時までに回答を公表

町ホームページにおいて公表する予定とする。なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護又は公正公平な競争手続の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(エ) その他

質問に対する回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

イ 参加申込

本実施要領並びに仕様書を熟考の上、参加を希望する者は、以下の事項に従って参加申込書類を提出するものとする。

(ア) 提出期間 令和7年2月14日（金）午前9時から

令和7年2月26日（水）午後5時まで

(イ) 提出場所 〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135

葉山町役場総務部総務課

E-mail:soumuka@hayama.kanagawa.jp

(ウ) 提出方法 次のいずれかの方法とする。

・電子メール

・追跡サービス対応の郵便（提出期限までに必着）

・持参（受付時間は閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）

(エ) 提出書類 別表1のとおりとする。

【別表1】

様式等	提出部数等
参加表明書 ・様式2-1	1部
応募資格確認申請書類 ・様式2-2、2-3	1部
会社概要（任意様式）	1部

ウ 参加資格確認結果通知書の送付

令和7年2月26日（水）を応募資格確認基準日とし、本業務の応募資格の確認を行う。なお、資格確認結果通知書については、令和7年2月28日（金）までにすべての事業者に応募時の電子メールアドレスに回答するものとし、提案書提出の際に必要な提案者番号も併せて通知する。

(3) 提案書及び提案見積書の提出

応募者は、提出期間内に提案書及び提案見積書を提出するものとする。

- ア 提出期間 令和7年3月3日（月）午前9時から
令和7年3月5日（水）午後5時まで
- イ 提出場所 〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135
葉山町役場総務部総務課
- ウ 提出方法 原則持参とし、これにより難しい場合書留による郵送を認める。
提出後、同内容の電子版を事務局メールアドレスに送付すること。
- エ 提出書類 別表2のとおりとする。
- オ 提案書は提案書作成要領に基づき作成すること。

【別表2】

様式等	提出部数等
提案書 ・様式3-1～3-2 ・提案書 ・様式4	(紙媒体) 原本 1部 副本 7部 (電子版) PDF ファイルにてメール送信
提案見積書 ・様式は任意 ・提案書と別冊とする	(紙媒体) 原本 1部 副本 7部 (電子版) PDF ファイルにてメール送信

カ プロポーザルの辞退

参加資格を有する者が、本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼンテーション及びヒアリング実施日の前日午後5時までに事務局へ辞退届（様式2-4）を提出すること。

提出方法は、持参、書留による郵送又は事務局メールアドレスへの送信とする。

(4) 1次審査（書類審査）

ア 実施基準

提案書を提出した事業者が3者を超える場合は、提出された提案書の内容について、参加資格及び審査基準に基づいて審査を実施し、2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する提案者を3者選定する。（3者以下の場合は1次審査を省略し、3 応募者の負担及び提案上限価格等、当然に審査を通過しない者以外は1次審査を通過したものとみなす。）

イ 1次審査通過者

1次審査で得点が上位となった3者を1次審査通過者とする。1次審査を実施しなかった場合は提案書を提出したすべての事業者を1次審査通過者とする。

ウ 結果の通知

提案書を提出した事業者が3者を超えたかどうかにかかわらず、令和7年3月

7日（金）17時までにはすべての事業者電子メールで1次審査の結果を通知する。

なお、審査結果の説明を求める場合は審査結果通知を送付した翌日から起算して3日（休日は含まない。）以内にメールにて行うものとし、請求に対しメールにより回答する。回答に対する異議は認めないものとする。

（5）2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 実施日時 令和7年3月13日（木）

開始時間詳細は、1次審査通過者へ通知する。

イ プレゼンテーションは対面形式で実施するものとし、WEBでの実施は認めない。

ウ 所要時間は、プレゼンテーションが30分以内、審査員による質疑応答が20分以内の合計50分以内とする。この時間には準備と片付けは含まないこととするが、各10分以内に完了すること。

エ プレゼンテーションは非公開で実施するものとし、提案書番号順に説明すること。提案書に記載のない事項の説明は認めない。

オ 事業者を選定しない場合

事業者の募集及び選定において、応募者がいない又はいずれの提案書も事業目的の達成が見込めないと委託者が判断した場合（総合審査の評価点（100点満点）が60点未満の場合）には、事業者を選定せずにこの旨を速やかに公表する。

（6）提案書の審査等

ア 提案書の審査及び評価

本プロポーザルによる審査及び評価については、「人事評価システム導入業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行うものとする。選定委員会では、事業者の選定基準の検討や提案書等の審議及び審査等を行う。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が委員に対して、直接または間接的に問合せや働きかけを行った場合は、当該応募者は失格とする。

イ 審査結果の公表

審査は、提案書の内容の審査を行う。委託者は、選定委員会の審査を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、具体的な審査方法は、事業者選定基準による。

ウ 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。ただし、委託者が本業務の公表等に関し必要と判断した場合には、応募者に確認をしたうえで、無償で使用できる。また、本業務の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

6 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、委託者の判断により契約締結時において、

提案者が提案書により行った追加提案等の内容を追加、変更できることとする。

7 プロポーザルに関する留意事項

- (1) 提案者は、1つの提案しか行うことができない。
- (2) 提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない、ただし、事務局が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合は、提案できることとする。ただし、これに係る経費は提出する提案書に含むものとする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募者は、当該プロポーザルで知り得た秘密等について他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (6) 次のいずれかに該当する提案書は、無効とする。
 - ア 実施要領に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出したもの
 - イ 提案者の記名を欠く等明示すべき事項を明示しないもの
 - ウ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確なもの
 - エ 一つの応募について同一の者が二以上の提案を行ったもの
 - オ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出したもの
 - カ 提出書類に虚偽の記載があったもの
 - キ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反したもの
- (7) 実施要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

要領等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、通知する。